

[記載要領]： 粉じん関係特定施設設置届出書

[記載例]： 粉じん関係特定施設設置届出書

様式第6号(第15条関係)・・・①

② 粉じん関係特定施設 ~~設置~~ ~~変更~~ ~~使用~~ 届出書

令和元年11月16日

③ ○○市長 様

(代理人)
〒****-**** 広島県○○市1-1
環境株式会社 ○○工場
工場長 環境 太郎
電話 *** (***) ****

④ 届出者

(代表者)
〒****-**** 東京都中央区1-1-1
環境株式会社
代表取締役社長 環境 一
電話 *** (***) ****

⑤ 広島県生活環境の保全等に関する条例

第19条第1項
第19条第3項の規定により、粉じん関係特
第20条第1項

定施設について、次のとおり届け出ます。

⑥工場又は事業場の名称	環境株式会社 ○○工場	※ 整理番号	
⑦工場又は事業場の所在地	〒****-**** 広島県○○市1-1	※ 受理年月日	年 月 日
⑧ 特定施設の種 類	6項 石綿又は合成樹脂の切断又は成型加工の用に供する施設	※ 施設番号	
特定施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙のとおり	※ 審査結果	
工場又は事業場の面積	100,000 m ²	※ 備 考	
常時使用する従業員数	1,000 人		
資本金の額又は出資の総額	100 億円	用 途 地 域	工業地域, 工業専用地域
操 業 時 間	24 時間	主 要 製 品 名	合成樹脂

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 特定施設の種類の欄には、別表第5に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。
3 ※印の欄には、記載しないこと。
4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A列4とすること。

[記載要領]

① 様式第6号

同一の工場又は事業場に設置されるものであって、かつ、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第五（粉じん関係特定施設）の項番号が同一の場合に限り、1つの届出書で届出できる。

② 届出の内容 「設置」以外の不要な文字を消すこと。

③ 受信者名（提出先）

広島市内…広島市長（環境保全課）、福山市内…福山市長（環境保全課）、呉市内…呉市長（環境政策課環境試験センター）、三次市内…三次市長（環境政策課）、庄原市内…庄原市長（環境政策課）、東広島市内…東広島市長（環境先進都市推進課）、大崎上島町内…大崎上島町長（保健衛生課）、その他の地域…管轄の厚生環境事務所長（環境管理課・支所衛生環境課）

④ 届出者

住所、名称及び氏名（電話番号）を記入すること。

なお、法人にあっては、法人を代表する者の職と氏名を記入すること。また、法人代表者の代理人を届出者とする場合には、記載例の様に代表者と代理人を併記するとともに、委任状を添付すること。

⑤ 根拠規定 「第19条第1項」以外の不要な文字を消すこと。

⑥ 工場又は事業場の名称

略称を用いないこと。

⑦ 工場又は事業場の所在地

郵便番号及び住居表示を正確に記入すること。

⑧ 特定施設の種類の

条例施行規則別表第五の項番号、名称及び施設数を記入する。

条例施行規則別表第五（粉じん関係特定施設）

項番号	施設の名称	規模又は能力
一	合成染料(中間物を含む。)、有機顔料その他の有機薬品の製造の用に供する粉碎施設	
二	無機塗料、無機顔料その他の無機薬品の製造の用に供する粉碎施設	
三	食料品、飼料又は肥料の製造又は加工の用に供する原料粉碎施設及びふるい分施設	
四	セメントの製造又は加工の用に供する粉碎施設並びに加工施設のうち、セメントサイロ、セメントホッパー、バッチャープラント、砂利選別施設、ふるい分施設及び自動包装施設	粉碎施設にあっては原動機の定格出力が七五キロワット未満、ふるい分施設にあっては原動機の定格出力が一五キロワット未満であること。
五	窯業製品(セメント製品を除く。)又は土石製品の製造又は加工の用に供する粉碎施設、ふるい分施設及び自動包装施設	
六	石綿又は合成樹脂の切断又は成型加工の用に供する施設	
七	粉炭、石炭又はコークスのたい積場及び粉炭の製造施設	鉱物(コークスを含む。)のたい積場にあつては、その面積が一、〇〇〇平方メートル未満であること。

[記載例]： 粉じん関係特定施設設置届出書

別紙

特定施設の構造並びに使用及び管理の方法

①	工場又は事業場における施設番号	A-101		
②	名称及び型式	精密射出成型機		
③	設置年月日			
③	着手予定年月日	令和2年2月1日		
③	使用開始予定年月日	令和2年2月8日		
規 模	④ 原動機の定格出力 (KW)	35.4		
	処 理 能 力 (t/h)	0.03		
	内 容 積 (m ³)			
	乾 燥 能 力 (t/h)			
	面 積 (m ²)			
	堆 積 能 力 (t/h)			
⑤	処理対象物の種類及び通常の間処理量 (t/月)	ポリプロピレン樹脂 0.001		
⑥ 使 用 及 び 管 理 の 方 法	特定施設がその中に設置されている建築物の概要		鉄筋コンクリート	
	集 じん 機	集 じん 機 の 種 類 ・ 型 式		
		集 じん 機 効 率 (%)		
		送 風 機 の 原 動 機 出 力 (KW)		
	散 水	装 置 の 種 類 ・ 型 式 ・ 基 数		
		装 置 の 能 力 (m ³ /h)		
		処 理 対 象 量 当 たり 散 水 量 (ℓ / t)		
		散 水 の 方 法		
	防 じん カ バ ー の 設 置 状 況			
	その他	方 法		

- 注 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 特定施設及び粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

[記載要領]

① 工場又は事業場における施設番号

工場、事業場にある届出対象施設全てに一連番号を付けて、その施設番号を記入すること。また、1列に1施設を記入すること。

② 名称及び型式

略称を用いないこと。

③ 設置年月日、着手予定年月日、使用開始予定年月日

設置工事の着手予定年月日、使用開始予定年月日を記入すること。設置年月日は空欄とする。

④ 規模

届出の施設に係る条例施行規則別表第五の該当項目及び関係項目について記入すること。

⑤ 処理対象物の種類及び通常の月間処理量

種類とは、石炭、コークス、土石等と記入し、通常の月間処理量についても記入する。

⑥ 使用及び管理の方法

(ア) 特定施設がその中に設置されている建築物の概要

建築物により粉じんの飛散を防止できる場合に限り記入すること。

(イ) 集じん機

(a) 集じん機の種類・型式

種類とは、バグフィルター、サイクロン、フード等と記入し、型式も記入すること。

(b) 集じん機効率

当該処理施設によって除去できる粉じんの割合を記入すること。

(c) 送風機の原動機出力

当該処理施設に送風機がある場合は、その原動機出力を記入すること。

(ウ) 散水

(a) 装置の種類・型式・基数

種類とは、スプレーガン、スプリンクラー等と記入し、型式及び基数も記入すること。

(b) 装置の能力

装置1基当たりが散水できる1時間当たりの水量を記入すること。

(c) 処理対象量当たり散水量

処理対象量当たり散水量を記入すること。

(d) 散水の方法

実施頻度等を記入すること。

(エ) 防じんカバーの設置状況

カバーにより粉じんの飛散を防止できる場合に限り記入すること。

(オ) その他 方法

散水等と同等以上の効果を有する措置について、実施量、実施頻度、構造等を記入すること。